

広域観光周遊バス「ふくの旅、山口号」
プロモーション支援事業補助金公募要領

一般社団法人 山口県観光連盟

I 補助金の概要

1. 目的

令和6年度に実証運行した広域観光周遊バス「ふくの旅、山口号」角島・元乃隅神社コースについて、令和7年度以降、周遊バスの企画・運営を行う事業者を選定し、その事業者に対してプロモーションに係る経費を支援し、令和8年度または令和9年度に自走させることを目的とする。

2. 事業実施主体

(一社) 山口県観光連盟 (以下「観光連盟」という。)

3. 補助事業者

山口県内において、旅行者の交通手段を確保するため、バス等を運営するバス会社または企画・運営を行う旅行会社とする。

4. 補助対象事業

本事業は、令和6年度に実証運行した広域観光周遊バス「ふくの旅、山口号」で旅行者の需要が特に高かった角島大橋、元乃隅神社を經由するコースについて、令和8年度または令和9年度の自走を目指して運行する事業者に対して、プロモーションに係る費用を支援する事業であり、観光連盟の定める期日までに事業企画書を提出し、採択された事業者を対象とする。

5. 事業要件

本事業は、広域観光周遊バス「ふくの旅、山口号」角島・元乃隅神社コースを令和8年度または令和9年度に自走させるための補助事業であることを前提に、下記の要件を満たすこと。

(1) 周遊バスの設定

① 運行日

令和7年4月下旬～令和8年3月29日(日)までとし、土・日は必須とすること。なお、必須の運行日以外の運行(例:金曜日や祝日の運行)については、事業者が任意に設定できるものとする。

②コース

区 分	内 容
発 地	湯田温泉とし、新山口駅を経由すること。
着 地	湯田温泉とし、新山口駅を経由すること。
周遊先	・角島大橋（下関市）、元乃隅神社（長門市）を周遊すること。 ・出発から到着まで9時間程度とすること。
属性・居住地	・首都圏及び関西圏の50代～60代の女性 ・香港、台湾など中華圏のインバウンド観光客

③バス料金

- 自走を見据えた適正なバス料金とすること。

④その他

- 立ち寄り時間や昼食箇所・時間を考慮した設定とすること。
- バスの定員は45名とし、原則大型バスを使用すること。ただし、以下の場合はこの限りではない。
 - ・直前の予約状況などを踏まえ、大型バスを必要としない場合
 - ・大型バスの確保が難しい場合
- （公社）山口県バス協会に加盟するバスを使用するよう配慮すること。
ただし、バスの確保が難しい場合はこの限りではない。
- バス車内に観光案内ガイドを配置すること。
- インバウンド利用者を想定し、多言語対応など快適な利用ができる環境を整備すること。
- 旅行業法等、関係法令を遵守すること。
- コースの案内チラシを作成すること。

(2) プロモーション・販売等

①プロモーション

- ターゲット層にタビマエ、タビナカで効果的に周知すること
- 専用サイト及び紙媒体による広告物（チラシなど）は、インバウンド客を想定し、多言語対応（日本語・英語・韓国語・繁体字）とすること。
- 将来的な自走を視野に入れ、補助期間終了後も自社で継続できるプロモーションも含めること。

②予約・販売・管理体制

- 予約・販売については、専用サイトを必須とするほか、電話予約や国内及び海外のOTAサイトなど幅広い方法を検討すること。

- 最少運行人数は1名以上とし、受付締切日を設定すること。
- 利用者からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口を設けるなど運営管理体制を構築すること。

(3) 月次報告

下記事項において、月1回以上観光連盟に報告すること。

① 予約・販売状況

- 乗車予約及び実績（予約人数、催行回数、実乗車実数）
- 旅行者の利用者属性（国籍、居住地）

② 効果検証・データ分析

調査に基づく効果の検証及び改善策など自走に繋がる方策を検討するため、アンケートを実施すること。なお、以下の条件は必須とすること。

- 国籍、居住地、年齢、宿泊の有無、現地での消費額などの顧客情報
- 多言語対応（日本語・英語・繁体字）
- 日本語に翻訳・集計した Raw-Data の提出

③ 専用サイトデータ

Google アナリティクス等で「ふくの旅、山口号」バス予約ページのログを開示すること。なお、以下の条件は必須とすること。

- バス予約ページの表示回数・ユーザー数・平均エンゲージメント時間
- 流入元（どこのページからバス予約ページに流入してきたか）
- <https://yamaguchi-tourism.jp//>からバス予約ページへ流入してきた際の表示回数・ユーザー数・平均エンゲージメント時間

6. 補助率等

区 分	内 容
補 助 率	10 / 10
補 助 上 限 額	900万円
事 業 期 間	交付決定日から令和8年3月31日まで
採 択 件 数 目 安	1件

7. 補助対象経費

運行する周遊バスのプロモーション経費とする。

《補助対象経費に含まれないもの》

- プロモーション経費として認められないもの（貸切バス費用、駐車場費用、システム費用などの固定経費やガイドや誘導員等の人件費、施設入場料）
- 交付決定日前に発生した経費（発注を含む。）
- 実績報告日までに支払が完了していない経費
- 消費税及び地方消費税
→ 事業計画の算定において、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除外して算定してください。
- 本事業により支出したことが確認できない経費及び証拠書類が不備の経費

II 補助金の交付

補助事業として採択された場合、採択通知日以降、別途、補助金の交付に係る申請手続きを行っていただきます。

採択通知が補助金交付決定通知となるものではありません。採択された場合であっても、審査の結果、事業の内容等に関し条件を付して交付決定、若しくは予算の都合等により補助金額交付申請額から減額して交付決定する場合があります。

交付決定日以降に発生した経費が補助対象となります。（交付決定日前に発生した経費（発注を含む。）は対象になりません。）

III 公募期間

令和7年3月14日（金）～3月26日（水） 17時まで（必着）

※本公募事業に申請される事業者は、3月19日（水）までに申請意思確認書（別紙2）を【IV 提出書類・提出方法等（3）-②】によって提出ください。提出いただいた事業者には、周遊バスの事業企画書作成にあたっての参考資料を共有します。

IV 提出書類・提出方法等

添付書類

● 事業企画書（任意様式）

下記事項については詳細事項を必ず記載すること。

- ・周遊バスの設定
- ・収入見込み
- ・プロモーション、販売方法等
- ・事業計画
- ・自走する年度まで計画（事業計画、収支想定）
- ・事業者の創意、工夫
- ・関係事業者との調整
- ・事業経費（見積書等補助対象経費が分かる書類）
- ・事業実施体制
- ・補助対象経費の内訳が分かる見積書
- ・定款等、補助対象事業者の概要が分かる書類

● 暴力団排除に関する誓約書（別紙1）

● 山口県税の納税証明書（山口県内に事業所等を有する者のみ）

《注意事項》

- ア 提出書類は表紙を除いて1ページからページを付してください。
- イ 提出書類のほか、必要に応じて資料の追加や説明を求めることがあります。
- ウ 様式ファイル等は、観光連盟HPに掲載します。
(URL : <https://yamaguchi-tourism.jp/business/index.html>)

(2) 提出方法

提出書類	提出方法
① 事業企画書	持参または郵送により7部提出するとともに、電子データをメールにより提出してください。
② 参考書類	

(3) 提出先

① 郵送または持参

住所：753-8501

山口県山口市滝町1-1

宛先：(一社) 山口県観光連盟（県庁8F観光プロモーション推進室）宛て

②メール

kanpro@pref.yamaguchi.lg.jp

※①②の方法ともに提出ください。

※メールの表題に「広域観光周遊バス「ふくの旅、山口号」プロモーション支援事業補助金」と記載してください。

※送信メールの容量が大きくなる場合は事前にご連絡ください。オンラインストレージによる格納先をこちらからご用意します。

※メール送信後、必ず電話で受信の確認を行ってください。

TEL : 083-933-3170

(観光連盟 (山口県観光スポーツ文化部 観光プロモーション推進室))

V 事業の採択

1. 審査

事業の採択にあたり、提出された事業企画書によって書面審査を実施する。

2. 審査基準

別紙3のとおり

VI 各種手続きのスケジュール

区分	県	補助事業者
3/14~3/26	公募開始	
		事業計画書提出
3/27~3/28	補助金審査委員会	
4月上旬	採択者決定、交付決定	
4月中旬		補助金交付申請
	補助金交付決定	
4月下旬		補助事業(運行)開始
事業完了 (翌年3月)		実績報告書提出
	実績報告書受理、審査	
	額の確定通知	
		請求書提出
	補助金支払	

※ 事業期間中に、ヒアリングや現地視察などを行う場合があります。

※ 上記スケジュールは予定であり、変更の可能性があります。

VII 事業者の責務

(1) 交付決定の取消し等

次に掲げる場合は、不採択の決定又は採択若しくは交付決定の取り消しを行う場合があります。

- ① 広域観光周遊バスプロモーション支援事業補助金交付要綱に違反した場合
- ② 交付決定に関して付した条件に違反した場合
- ③ 虚偽の申請又は報告を行った場合

(2) 補助事業の交付決定後

この補助金の交付決定を受けた場合は、次の条件を守らなければなりません。

- ① 補助事業の内容の変更をする場合は、事前に観光連盟の承認を受けること。
- ② 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に観光連盟の承認を受けること。
- ③ 補助事業の進捗状況等確認のために観光連盟が報告を求めた場合は、遅滞なく県に報告すること。また、必要に応じて観光連盟が実地検査を行う場合は、これに協力すること。
- ④ 補助事業を完了した場合は、補助事業を実施した年度の3月31日までに事業実績を観光連盟に報告すること。
- ⑤ 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、本補助事業完了の日から起算して5年を経過した日の属する観光連盟の会計年度の末日まで保存すること。
- ⑥ 補助事業に関係する調査に協力すること。
- ⑦ 補助事業終了後、観光連盟が必要と判断した場合は、補助事業の成果を発表すること。また、観光連盟が補助事業の成果の普及を図るときは、これに協力すること。